

法律及び既存計画におけるヒグマの位置づけ

法律による位置付け

1. 鳥獣の保護と及び狩猟の適正化に関する法律

狩猟鳥獣の指定

その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で補殺等の対象となる鳥獣であって、その補殺等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの。

- ・ヒグマは狩猟鳥獣の位置付け

狩猟と有害捕獲

狩 猟：狩猟鳥獣を、狩猟期間に、定められた猟法で捕獲。

有害駆除：農作物等の被害防止のため、都道府県知事の許可を受けて捕獲。

区 分	狩 猟	有害捕獲
定義	狩猟期間に法定猟法により狩猟鳥獣等(捕獲又は殺傷)を捕獲	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣(49種)	鳥獣及び卵
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止のため
個別の手続き	不要(狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要)	許可申請が必要 申請先：都道府県知事
資格要件	狩猟免許及び狩猟者登録を受けた者	原則として狩猟免許を受けた者
捕獲できる時期	狩猟期間 ・北海道以外：11月15日～2月15日 ・北海道：10月1日～1月31日	許可された期間 (年中いつでも可能)
方法	法定猟法(網・わな猟、銃猟)	方法は問わない (禁止猟法等については制限あり)

鳥獣保護区の指定

- ・国は国指定鳥獣保護区、都道府県は都道府県指定鳥獣保護区の設定が可能。
- ・保護区内において捕獲等を実施する場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要。

特別保護地区の指定

- ・国又は都道府県は、特に必要がある場合は特別保護地区の指定が可能。
- ・特別保護地区内において建築物その他の工作物の新改増築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採を行うばあいは、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要。

特別保護指定区域の指定

- ・特別保護地区内においてさらに厳しい行為規制が必要と認め、指定した区域。
- ・植物の採取及び損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲及び殺傷、動物の卵の採取および損傷、火入れ又はたき火、車馬及び動力船の使用、犬等の動物を入れること、撮影及び録画等、器具を使用した野外スポーツやレクリエーションを行う場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要。

特定鳥獣保護管理計画の概要

計画のねらい：地域的に著しく増加している種等について、種の維持を図りつつ、
農林業被害の軽減等を図るための鳥獣の管理

策定主体：都道府県が策定（任意）

対象：シカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種、またはクマ等の
地域的に著しく減少している種

計画を策定した場合の狩猟の特例措置

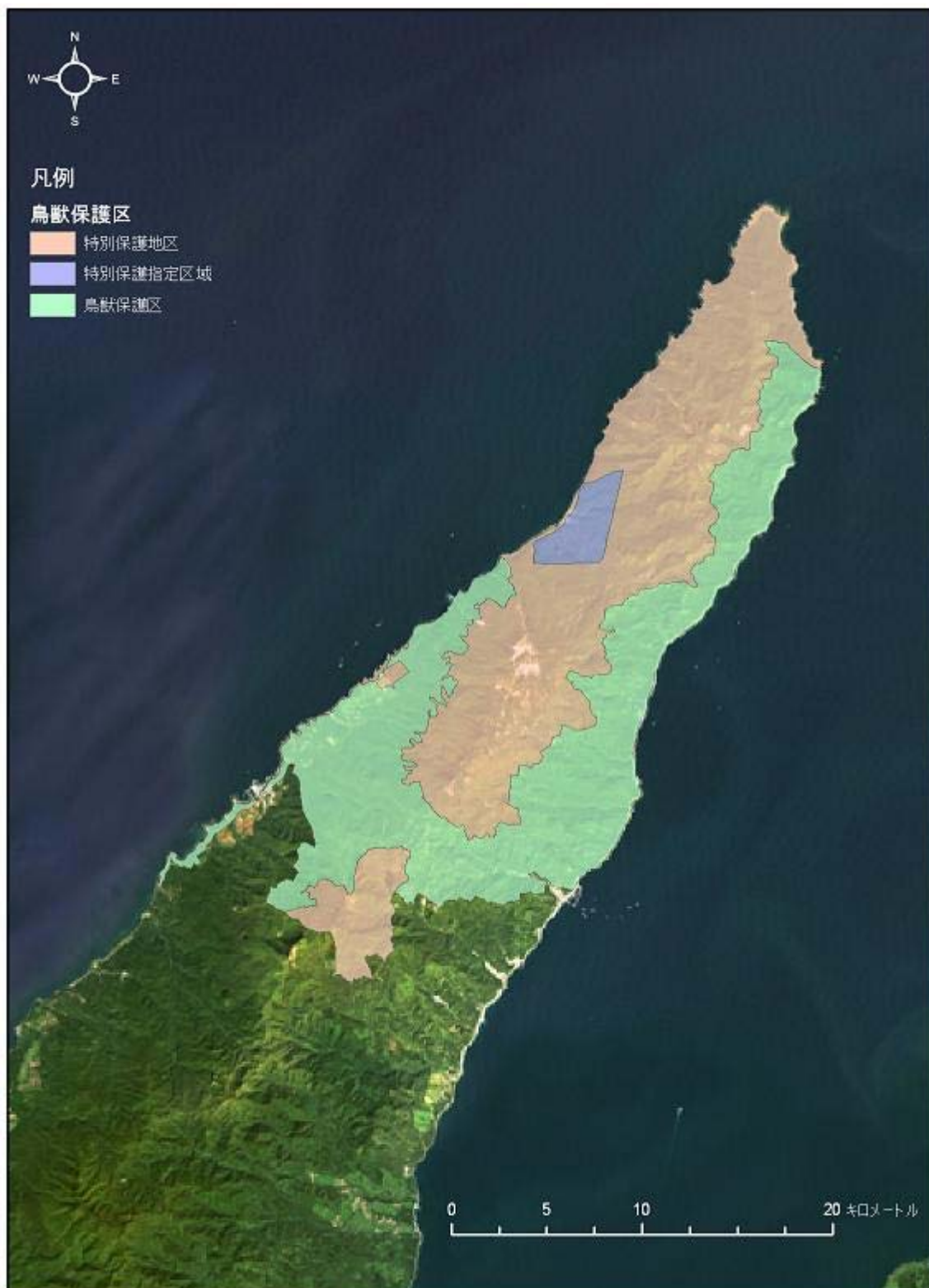
- ・狩猟期間の延長
- ・捕獲制限の緩和
- ・特定休猟区制度の活用

2. 自然公園法

動物の捕獲等に関する規制

- ・国立公園の特別保護地区内において、動物を捕獲し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取することは環境大臣の許可が必要。

ただし、国指定鳥獣保護区内において、鳥獣保護法上の許可を得ている場合、申請は不要。



関連する既存計画による位置付け

知床世界自然遺産地域管理計画

5. 管理の方策 (1) 陸上生態系及び自然景観の保全イ. 野生生物の保護管理 (イ) 動物 (b) ヒグマ
「遺産地域では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、発信機を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマのあつれきを回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。」

知床国立公園利用適正化計画基本構想

基本思想

知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする。

それを踏まえた前提

「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」

基本方針

「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」

として利用の適正化の実現のため、各地区ごとに基本計画を作成していくこと等の提案が示された。

知床国立公園利用適正化計画

・知床半島中央部地区利用適正化基本計画（ヒグマ関連抜粋要約）

この計画では中央部地区を5つの地域に区分した上で、さらに25の小エリアに分け、それぞれについて現状の自然体験タイプ、将来の理想的な自然体験タイプを想定した。自然体験タイプは下記の4タイプに分類した（表1）。

A：原生的な自然環境が保たれており、利用施設は存在せず、利用密度は低い。

B：原生的な自然環境が保たれており、最小限の利用施設が整備されている。

C：自然環境が保たれており、未舗装車道等が整備され一般利用が行われている。

D：原始性は低く、舗装車道や利用施設が多く整備されており、利用密度は比較的高い。

基本計画ではA Bに分類されたエリアにおけるヒグマ対策はヒグマの行動を最優先させ、場合によっては利用を制限することとし、C Dについては誘引物除去や追い払い等、人的関与を行った上で共存を図るべきエリアとしている。

表1．知床半島中央部地区利用適正化基本計画における現状の自然体験タイプの評価と将来理想とする自然体験タイプの評価。

	現状	理想		現状	理想
1 岩尾別温泉～羅臼岳	B	B	16 知床横断道路	C	C
2 羅臼温泉～羅臼岳	B	B	17 自然観察教育林	C	C
3 仏ヶ岬～硫黄山	B	B	18 羅臼湖	D	D
4 知床連山縦走線	B	B	19 羅臼集団施設地区	D	D
5 登山道以外	A	A	20 熊越の滝	A	A
6 ホクベツ園地	C	C	21 知西別岳一帯	A	A
7 幌別・岩尾別川	C	C	22 その他森林等	A	A
8 車道沿線(五湖まで)	D	D	23 車道沿線	D	D
9 町道岩尾別温泉道路	D	D	24 ルサ野営場計画地	B	C
10 和ヶ岬台地	A	A	25 河口部(ルサ・オムロツコ・相泊)	B	C
11 知床五湖園地	C	C			
12 知床五湖歩道	C	C			
13 カムイワッカ	D	D			
14 車道沿線(五湖以奥)	D	D			
15 五湖以奥森林	A	A			

・「知床半島中央部地区利用の心得」抜粋

利用の心得の中ではヒグマ対策等について記述している。

10の約束

7. ヒグマに出会わないようにする

ヒグマに対する私たちの行動次第で、危険な状況になることがあります。出会わないようにすることが一番の安全対策です。

至近距離で不意に出会うと、驚いたヒグマは身を守るために攻撃的になることがあります。常に周囲に注意を払い、特に見通しの悪い所では、声を出しながら歩いたり、鈴を携帯するなど、あらかじめ人が近づいている事を知らせること。

夜間や明け方、夕暮れ、濃霧の時など視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。

サケマスが溯上する川沿いなど、ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。

エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合は、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守るようにするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるので不用意に近づかず、すみやかに離れること。

野外で活動する時には、万が一に備えてクマ撃退スプレーを携帯することが望ましい。

8. ヒグマに近づかない、刺激しない

自分が危険だけでなく、人の接近に慣れすぎたヒグマはトラブルを起こすようになってしまう場合があります。

車からヒグマを目撃したときは、決して車を降りないで、速やかに立ち去ること。

歩行中にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように静かにゆっくりと引き返してください。大騒ぎして走って逃げると興奮させてしまいます。特に、親子連れのクマにはけっして近づいてはいけません。

食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかその場から退避すること（取られたものは取り返さない）

ヒグマを目撃した際には、他の利用者への危険の軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼） 羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

登山利用 5 つの約束

2. ヒグマ対策を万全に知床のヒグマは、人やテントを避けることなく自由に行動しています。他の地域のクマとは異なる心がまえと対応が必要です。あらかじめ最新の情報を入手し、特に野営地（キャンプ地）での食料やゴミの管理には十分に配慮しましょう。

野営（キャンプ）の際には、ヒグマが直接テントに接近することを避けるため、テント場、調理・食事の場所及び食料保管場所の 3 つをそれぞれ十分に離して設けること。テント内に食料や生ゴミを持ち込むことは厳に避け、絶対にクマに取られないように野営指定地に設置してあるフードロッカー（金属製食糧保管庫）の中に厳重に保管すること。（別図 - 2「知床連山登山道野営（キャンプ）指定地」参照）フードロッカーのそばで野営（キャンプ）したり、中にゴミなどを放置しないこと。

臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引するので危険です。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

万が一に備えてクマ撃退スプレーを携帯し、使用方法を守ること。

・知床半島先端部地区利用適正化基本計画

知床半島先端部地区における利用の適正化を進めるための基本方針を定め、利用形態（海岸トレッキング、山岳部登山、沿岸カヤッキング、河口部のサケ・マス釣り、動力船による海域利用、動力船による上陸利用、その他の利用）別の基本的な取り扱い方針を決定。また、利用の調整に関する事項・手法についての検討の実施。

・「知床半島先端部地区利用の心得」抜粋

利用の心得の中ではヒグマ対策等について記述している。

イ. ヒグマ対策

「先端部地区」は、世界的にも有数のヒグマの高密度生息地であり、常にヒグマに遭遇する可能性がある。さらに、野生動物の保護が厳重に行われているため、当地域のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体も多く、北海道内の他の地域とは状況が大きく異なる。

したがって、リスクの軽減とともにヒグマの自然な行動形態を変化させないため、以下のことに十分に留意すること。

なお、ヒグマへの対処の仕方（以下 ~ ）の細部については、知床自然センターのホームページ

等に設けられている情報を事前に入手し、十分な準備を行うこと。

未然防止

ヒグマの生息密度が特に高いルシャ地域（ルシャ川河口付近を中心にウブシノッタ川からタキノ川に至る地域（別図 - 1「先端部地区位置図」、「区域図」参照））には立ち入らないこと。特に野営は厳に行わないこと。

野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、テント内に食料を持ち込むことは厳に避けるとともに、食料やゴミは絶対にヒグマに取られないよう「ヒグマ対策用携帯食料保管容器（フードコンテナ）」の中に厳重に保管すること。また、テント周辺を「携帯式電気柵」で囲うことを推奨する。

「携帯式電気柵」については、知床自然センターのホームページを参照

フードコンテナ及び に記載のあるクマスプレーについては、ルサフィールドハウス、羅臼ビジターセンター、知床自然センターで貸与している。

クマスプレー、鈴等リスクの軽減、事故防止のための装備を備えること。

臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

食料やゴミなどヒグマを誘引する物を含む荷物は、常に持ち歩くこと。途中に一時置いて行動すること（いわゆるデポ）は絶対に行わない。ヒグマに食料を取られないようにデポすることは困難である。また、食料等を含まない荷物についても、デポしないことを推奨する。

エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるので不用意に近づかず、すみやかに離れること。

ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、特に見通しの悪い植生地や場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。

常に周囲に気を配り、注意を払うこと。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）

夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。

ヒグマに対して絶対に餌を与えないこと。

遭遇時の対応

進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。

食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）

事後対応

食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合、あるいは追跡を受けたり、事故が発生した際には、他の「利用者」のリスクの軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

知床五湖利用調整地区利用適正化計画（案）

2．利用の適正化を図るための基本方針（3）自然環境の保護及び管理に関する基本方針

「地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの順守を徹底します。

ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、知床五湖登録引率者により引率されて団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また必要に応じて、人慣れの進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、ヒグマの追い払い等の忌避学習付けを実施します。」